

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市協賛取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、彦根市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協賛の内容)

第2条 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発および歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

(協賛の実施方法)

第3条 協賛は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。

- 2 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- 3 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- 4 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- 5 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

(協賛として受け入れないもの)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) 法令等に違反すると認められるとき。
- (3) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるとき。
- (6) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるとき。
- (7) その他実行委員会が適当でないと認めるとき。

(協賛の表示)

第5条 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、あらかじめ実行委員会の承認を得て、原則協賛者が行うものとする。

(謝意の表明)

第6条 実行委員会は、協賛を受入れたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて、実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

(協賛の受入れ期間)

第7条 協賛の受入れ期間は、大会終了までとする。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和5年2月16日から施行